

## 意見陳述

2022年3月3日

原告2

原告2です。私はグローで学芸員兼アドバイザーとして7年半働きました。

23歳で初めて障害のある人たちの作品を観た時、それまで観てきたどの展覧会よりも惹きつけられました。そこに展示されていたのは、甲127号証にあるような、数十人の障害のある人たちがつくった絵や陶芸、立体造形でした。どれもその人ならではの着眼点で日常や社会を映し出していて、物事への愛おしさや怒りや恐怖だったり、自分の奥底に没入した生々しさのまま表現されていて、作品を鑑賞しながら、「すごいものを見てしまった」とドキドキしたことを覚えています。

学生時代に3年ほどボランティアで小学校の特別支援学級に通っていたんですが、障害のある児童の「こだわり」や「拙さ」というものは、魅力的でユニークで、こちらがハッとするような気付きを与えてくれたりするものなんですが、学校教育ではそれが「落ち着きがない」とか「みんなと同じようにできない」と排除されてしまうことにすごく違和感を持っていました。でも、この展覧会を見た時に、「障害」は見方を変えればハードルではなくなるし、むしろ魅力的な持ち味なんだと再確認できましたし、「アート」は技術やルールに縛られない、とても自由なものだと感じて、涙が出るほどうれしくなりました。そしてそのことをたくさんの人にも感じてほしいと思いました。

その後、この展覧会の実質の主催者であったグローに就職することができた時は運命的だと感じましたし、この仕事を通して、誰もが尊重される社会にしていけるはずだと思い、全力でがんばろうと思いました。働いていた間、障害のある方やご家族がスポットライトを浴びて誇らしげにされている姿や、表現を切り口に、障害のある方の活動の幅が広がっていく様子を見た時は本当に嬉しかったですしやりがいを感じました。でも私は仕事を辞めざるを得ませんでした。

就職した当初から北岡氏のセクハラ、パワハラは日常的でしたが、彼の振舞いを注意する人は誰もおらず、常に彼の一声で現場が大きく左右される職場だったので、北岡氏に逆らってはいけないということはすぐにわかり、みんなが非常に気を付けて彼と接するようになっていました。それでも北岡氏は、特に私へ執着して、私の担当ではない飲み会や出張に連れていき、北岡氏の肝いりで

あった海外事業を担当させるなどして、関わらなければならず、ハラスメントから逃れられませんでした。北岡氏は私の父よりも年上であり、全く恋愛対象ではないですし、彼と接するのは業務上の必要があるからです。それにもかかわらず、北岡氏からニヤニヤされながら、「好き」とか「恋人風になって」とか「俺に惚れるなよ」などと言われるのは、本当に気持ち悪く、自分を性的欲求発散のための道具にされていると思い、悲しくて、悔しかったです。

性暴力にあった時は死にたかったです。胸を舐められたり、膣に指を入れられたりして、こんな目にあうなら女に生まれてこなければよかったと思ったし、今でも自分に胸がついているのが気持ち悪くなることがあります。経験したことのないパニック状態でしたが、仕事に支障が出ないようにしなければということだけ考えて、働いていました。

セクハラや性暴力に遭い、性暴力を何度も口止めされて、それから逃げようと距離を置くと、次は打合せから外すなどのパワハラを受けるという連鎖が、働いているほとんどの間、続きました。北岡氏は、文字のサイズや写真の構図など細かなことまで指示や確認し、彼の機嫌を損ねるとストップがかかるなど仕事の全てを掌握されていた状況なので、ハラスメントを受けても、彼を怒らせないように対応しなければならず、そのこともどんどん私の精神をすり減らしていきました。

上司には自分の性被害を話せず、精一杯言えることとして「理事長と二人きりの出張に行きたくない」ことや、他の人のセクハラ被害を挙げて「理事長のセクハラは目に余るから注意すべき」と訴えましたが、対応してもらえることはありませんでした。北岡氏のハラスメントから逃れるためには退職するしかなく、そして北岡氏の暴力を無かったことにさせないと思い、裁判を起しました。

裁判では、ハラスメントが起こり、それが抑止されなかった構造や、様々なハラスメントが連鎖するかたちで長期間にわたったという被害の実情を理解していただきたいです。